

要 望 書

全国市議会議長会は、平成25年度産業経済施策について別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成24年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 関 谷 博
(下関市議会議長)

全国市議会議長会産業経済委員会
委 員 長 仲 元 男
(大和郡山市議会議長)

目 次

1. 農業振興対策	1
2. 林業振興対策	4
3. 水産業振興対策	6
4. 農林水産業共通対策.....	8
5. 食の安全及び消費者の信頼確保対策.....	11
6. 中小企業振興対策等.....	13
7. 資源・エネルギー対策.....	16

1. 農業振興対策

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、輸入農産物の増大など極めて厳しい現状にあり、食料自給率は先進国中最低の水準に置かれている。

こうした中、農業地域の振興などにより農業の持続的な発展を図り、我が国の農業を再生することで、食料供給機能を向上させることが急務である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 農業者戸別所得補償制度について

農業者戸別所得補償制度については、農業者の経営安定を図るとともに、農業再生の基盤である集落営農の中心となる人材を育成し、持続的な「担い手づくり」に資する制度とすること。また、農業者が安心して制度に参加することができるよう、必要財源を確保すること。

2. 農業の持続的な発展に関する施策について

(1) 国産農産物が安全・安心であることのPRや、地域

社会の活性化、水源のかん養、国土の保全など農業が持つ多面的機能と重要性を広く国民に周知する活動を強化すること。

- (2) 新規学卒者やUターン就農者等、多様な就農者の育成・確保のため、研修制度や経営資金貸付制度などを充実させるとともに、農業に重要な役割を占めている女性・高齢者の能力を十分発揮できる環境整備を促進すること。
- (3) 農業等の経営安定と集落振興に有効な中山間地域等直接支払制度を一層充実させ、農山村の振興・活性化を図ること。
- (4) 全国的に増加している耕作放棄地の再生・利用のため、耕作放棄地再生利用対策等の拡充強化を図ること。

3. 食料自給率向上及び国産農産物の消費拡大について

- (1) 水田を活用した米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付拡大支援策など、食料自給率向上施策に関し、十分な財源を確保すること。
- (2) 外国への輸出を含む米の消費拡大に資する施策を積極的に推進すること。

- (3) 学校、病院や高齢者施設などの公共施設で供される給食等において、地域の農産物の積極的な利用を促す施策を展開すること。

4. 畜産振興策の強化について

- (1) 米国における大干ばつにより、一層の高騰状況となっている配合飼料価格に対し、畜産・酪農経営を支援するため、配合飼料価格安定制度の安定運用や飼料穀物備蓄対策事業の運用の弾力化など配合飼料価格高騰対策の拡充強化を図ること。また、国内飼料を増産し飼料自給率を向上させるため、飼料増産総合対策事業等の拡充強化を図ること。
- (2) 畜産・酪農経営の安定と発展に資するため、畜産・酪農経営安定対策などの充実強化を図ること。
- (3) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の侵入・まん延を防止するため、防疫・危機管理体制を強化するとともに、被害を受けた農家等に対する経営支援策などを充実すること。

2. 林業振興対策

我が国林業は、木材価格の低迷やコストの増大等による採算性の悪化、林業従事者の減少や高齢化が進行しており、その結果、維持・管理が困難な森林が増加している。

森林は、国土の保全、水資源のかん養、林産物の生産はもとより、地球温暖化防止効果など多面的機能を持った重要な資産であり、その機能を持続的に発揮させるためには、林業の健全な発展を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 林業発展のための施策について

- (1) 新たな森林・林業基本計画（平成 23 年 7 月策定）に示された「10 年後の木材自給率 50%以上」の達成に向け、直接支払い制度による搬出間伐の推進や住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進などにより、間伐材を含む地域材の需要拡大対策の拡充を図ること。

(2) 新たな林業技術労働者（「フォレスター」「森林施業プランナー」「現場技術者・技能者」）の育成・確保、林業事業体等の育成整備など担い手対策を拡充するとともに、路網整備等経営基盤の整備、森林施業の集約化や一層の機械化の導入など、効率的施業の推進を図ること。

(3) 急峻地や山奥部のため、施行放棄されている民有林地域に対する森林整備制度を充実すること。

2. 地球温暖化防止対策等について

(1) 国土の7割を占める森林を二酸化炭素吸収源として第一に位置づけること。また、二酸化炭素吸収源の算定基準である「整備された森林」を拡大するため、地方自治体に対する支援策の充実強化を図ること。

(2) 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を促進するため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を平成25年度以降も延長すること。

3. 水源林の保全について

水源林地域の土地取得及び開発行為の実態を正確に把握し、森林の適切な管理及び水資源の保全を図ること。

3. 水産業振興対策

我が国は広大な排他的経済水域を有し、水産資源の多様さは世界でも有数である。しかしながら、資源環境は世界的な水産物需要の増加により悪化し、漁業収益は安価な輸入水産物の過剰な流入や燃油価格の高騰により低迷している。

我が国の重要な資源である水産物を安定的かつ持続的に確保するためには、「水産日本の再興」を掲げた水産業の健全な発展を図ることが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 漁業者に対する経営支援策等の強化について

水産物の安定的な確保に必要な漁船漁業の発展のため、漁業者に対する融資・信用保証などの経営支援策を強化するとともに、新規漁船建造の際の支援制度を拡充すること。

2. 漁業資源の維持等のための施策について

(1) 適切な魚種の維持と漁業経営の安定化を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対する支援である資源管理・漁業所得補償対策の拡充強化を図ること。

(2) つくり育てる漁業の継続的かつ積極的な事業展開のため、栽培漁業技術の開発・指導及び関連施設の一層の整備を図ること。

3. 燃油価格高騰対策について

燃油価格高騰対策を一層強化するとともに、省エネルギー型漁業への転換や新エネルギー利用に向けた技術開発を促進すること。

4. 担い手の確保・育成について

水産業の持続的かつ健全な発展のため、担い手の確保・育成対策を推進すること。

4. 農林水産業共通対策

農林水産業の振興は地方活性化の要であり、農林水産物の自給体制の整備は国家における重要責務であることから、その持続的な発展を図るための課題の解決に向けた対策を講じることが必要である。

よって、国においては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. T P P等貿易交渉について

(1) T P P協定については、閣議決定された「日本再生戦略」において、十分な国民的議論を経た上で、国益の視点に立って結論を得るとされている。

T P P協定に参加した場合、自動車、電気・電子、機械など輸出関連産業においては、一定の経済効果が期待されるが、一方で、農林水産業においては、持続可能な基盤の整備、国際競争力の強化など、その体制整備に向けた手だてが講じられないまま関税が即時完全撤廃された場合、生産量・生産額の減少、関連産業への影響、食料自給率の大幅な低下などが危惧され、ひいては地域

社会の崩壊につながることも懸念されている。

よって、国は、T P P交渉参加についての検討にあたっては、国民に対する情報提供により努めるとともに、T P P協定参加により、我が国農林水産業が甚大な影響を受けることのないよう、慎重に対応すること。

- (2) 世界貿易機関(W T O)をはじめ、経済連携協定(E P A)・自由貿易協定(F T A)等諸外国との貿易交渉においても、農林水産業の安定・発展に資するよう努めること。

2. 6次産業化の着実な実施について

「日本再生戦略」において、地域に根差した農林漁業の活性化を図り、地域の資源を見直し、高付加価値化を進めるとされている「6次産業化する農林漁業が支える地域活力倍増プロジェクト」に対し、十分な予算を確保し、着実な実施を図ること。

3. 野生生物による農林水産物被害の防止について

- (1) 有害鳥獣による農林水産物被害を防止するため、鳥獣被害緊急総合対策の一層の拡充を図ること。

特に、広域的に関係機関・市町村が連携し、被害を

防止するシステムの構築を支援するとともに、専門的知識を持った人材の育成強化を図ること。

(2) 有害鳥獣の捕獲を促進するとともに、捕獲鳥獣を地域資源として活用するため、鳥獣被害防止総合対策交付金について十分な予算を確保すること。

(3) 大量発生した場合、水産業に甚大な被害を及ぼす大型クラゲについて、発生の原因解明や抑制・駆除・処理に関する技術を早期に確立すること。

4. 農林水産物の価格の適正化について

農林水産物の適正な市場価格の形成や生産コストを削減する総合的な対策を強化するとともに、生産コストが販売価格に適正に反映されるよう流通・販売に対する監視機能を強化すること。

5. 食の安全及び消費者の信頼確保対策

食の安全確保については、国民の健康な生活の基礎をなす重要なものであるが、福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染、食品の偽装や不正表示問題などにより、食の安全に対する国民の不安が広がっていることから、不正を見逃さない監視体制の強化など、消費者の信頼回復を図るための取組がより一層求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 放射性物質検査体制の整備について

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染を踏まえ、農林水産物等の生産・出荷において厳重な放射性物質検査を行うこと。

また、地方自治体が農林水産物等の放射性物質測定などを実施する際の、検査機器の貸与や検査方法の研修等の充実強化を図ること。

2. 食の安全性確保への取組について

食に対する消費者の信頼を確保するため、生産履歴管理（トレーサビリティシステム）、農業生産工程管理（GAP）、危害分析・重要管理点（HACCP）などの普及促進により、産地から食卓までの食の安全性を高めること。

3. 輸入食材等の安全確保について

輸入食材等の安全性に関しては、一層の監視及び検査体制の強化・充実を図るとともに、消費者・販売者等への情報提供を迅速かつ適切に行うこと。

4. 消費者行政の確立について

地方消費者行政の充実・強化に向け、必要な財政支援措置を講じること。

また、消費者庁においては、消費者行政に関して強力な監視・指導体制を発揮し、地方自治体と一体となって地域住民が利用しやすい相談窓口を設置するなど、きめ細かい態勢を構築するとともに、十分な人員の配備などの措置を行うこと。

6. 中小企業振興対策等

中小企業の景況は、長引く円高や原燃油の価格高騰、電気料金の引き上げ、電力需給問題等により、先行きの不安な状況が続いている。

地域に密着した中小企業の業況の改善は、地元経済・雇用のために非常に重要であり、地域の自立・発展に不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 中小企業への支援について

- (1) 金融セーフティネットの拡充強化を図るとともに、中小企業の資金繰りに支障を来たさないよう一層の対策を講じること。特に、深刻な円高の影響を被っている輸出関連中小企業に対する効果的な施策を早急に講じること。

- (2) 平成24年度で終了する中小企業の借入金返済を猶予する「中小企業金融円滑化法」に代わる新たな経営支援策について、中小企業の実情に即した、きめ細かい施策とすること。
- (3) 環境、健康、医療など新たな成長分野で事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、積極的な投資資金の提供を始めとする経営支援強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。

2. 地域資源の活用促進について

- (1) 農林水産業と中小企業が地域資源を活用して新たな地場産物を創造する「中小企業地域資源活用プログラム」及び「農商工連携」等は、地域おこしの観点からも有効な施策であることから、その一層の拡充を図ること。
- (2) 地域団体商標登録制度（地域ブランド）の活用促進を図ること。

3. 商店街の振興について

活力ある地域コミュニティを担う商店街振興のため、中小商業活力向上事業や商店街振興組合の活動支援事業などの拡充強化を図ること。

4. 電気料金及び原材料価格の上昇等に対する下請け中小企業の保護について

電気料金及び原材料価格の上昇等に伴う負担の増加について、親事業者が下請け中小企業に一方的に価格のしわ寄せをすることがないように、適切な措置を行うこと。

7. 資源・エネルギー対策

我が国のエネルギー政策については、東日本大震災に伴って発生した深刻な原子力災害を踏まえ、今後、国民の安全・安心や環境の保全、我が国経済の持続的発展を前提とした将来にわたる総合エネルギー政策の在り方について検討を行っていくことが重要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 原子力発電所の安全・防災対策について

- (1) 原発所在地域における地震、津波等について、十分な調査・研究を行った上で、安全指針の見直しを早期に実施し、全国民に対し安全・防災対策について明解な説明を行うこと。
- (2) 原発周辺住民の避難対策として、広域的な避難道路、避難施設や防災資機材等を早急に整備すること。

- (3) 原子力発電の万全な安全確保のため、原子力技術者並びに研究者の養成確保に努めること。また、放射性廃棄物の環境負荷低減の研究開発を着実に進めること。

2. 再生可能エネルギー対策について

- (1) 太陽光や風力、バイオマス、地熱発電等の再生可能エネルギーの研究・開発に積極的に取り組むこと。また、発電施設の設置・建設について規制の緩和を講じるとともに必要な支援措置の充実を図り、安全で安定的な電力供給対策を実施すること。
- (2) 農山漁村に賦存する水や風、バイオマス等の再生可能エネルギーを利用した発電は、地元での使用はもとより、販売による収益を地域発展に活用する事も可能であることから、「農山漁村再生可能エネルギー導入事業」などによる支援策の拡充強化を図ること。
- (3) 公共施設等における再生可能エネルギー発電施設の導入を促進する事業の充実強化を図ること。

3. 電力供給の確保について

- (1) 積極的な節電に取り組む事業所に対し、税制上の優遇措置等の支援を行うこと。また、事業所等の自家発

電設備導入に当たって十分な支援を行うこと。

- (2) 資金などの問題で十分な省エネルギー対策が困難な
中小企業に対する省エネルギー機器購入時の補助拡大
等、きめ細かな対策を強化すること。
- (3) 長期的視野に立ったエネルギー施策として、全国的
な電気周波数の統一を図ること。

4. レアメタル（希少金属）等の確保対策について

半導体や発光ダイオードなどの生産に必要不可欠な、
レアメタル(希少金属)等の安定供給を確保するため、
資源開発調査及び、リサイクルの推進並びに代替材料
の開発等を促進すること。